

事務連絡
令和4年9月29日

関係団体 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

令和4年度最低賃金額の改定及び最低賃金の引上げに向けた中小企業・
小規模事業者支援事業に関する周知・広報の実施等について（協力依頼）

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力いただき誠にありがとうございます。

令和4年度の地域別最低賃金額の改定については、全ての都道府県において、同年9月の間に改定公示が行われ、同年10月1日から順次発効されます。また、一定の事業又は職業に係る特定最低賃金額についても、今後改定・発効が予定されています。

これに伴い、最低賃金の引上げの環境整備のため、令和4年度業務改善助成金について、原材料費高騰等の要因で利益率が減少した中小企業・小規模事業者を特例の対象とし、これら事業者の設備投資等に対する助成範囲を拡大したほか、事業場内最低賃金が低い事業者に対する助成率を引き上げるなどの支援拡充を図り、同年9月1日から申請受付を開始しました。

これらを踏まえ、厚生労働省では、改定された最低賃金額（以下「改定額」という。）の履行確保のため、また、業務改善助成金を多くの方に利用していただくため、広報媒体を活用した周知・広報に取り組んでいます。

つきましては、貴会におかれましても、改定額とその発効日に加え、業務改善助成金についても、傘下の会員等への周知・広報に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。また、周知のためのポスター等を都道府県の改定額ごとに作成しており、各都道府県労働局で保有していますので必要に応じてお問い合わせください。

加えて、中小企業・小規模事業者に対する役務及び工事等の発注に当たっては、「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針について」（令和4年8月26日閣議決定）を踏まえ、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう

御配慮いただきますようお願い申し上げます。また、傘下の会員等に対してもこの旨の御指導・御依頼をいただきますようお願い申し上げます。

なお、最低賃金等に係る問合せにつきましては、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談いただくようお願いします。

(参考：都道府県労働局(労働基準監督署、公共職業安定所)一覧)

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaianai/roudoukyoku/>

令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（抜粋）

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

7 ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

(2) 適切な予定価格の作成

① 国等は、役務及び工事等の発注に当たっては、需給の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人事費単価の被用者が用いられる可能性のある役務の発注については、各都道府県における最低賃金の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）についても反映した額）等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に、最新の実勢価格や需給の状況等を考慮するよう努めるものとする。

② 国等は、公庫等及び地方公共団体における工事等の発注に際し、いわゆる歩切りや予定価格等の事前公表の取りやめ等が促進されるよう努めるものとする。

(4) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

① 国等は、契約前において、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人事費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し、最低賃金の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）を反映させた適切な予定価格を作成するとともに、入札金額における人件費について、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知するものとする。また、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項をあらかじめ契約に入れることなどにより、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

② 国等は、契約後において、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人事費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、最低賃金額の大幅な改定があった場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対し確認し、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。